

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年11月8日(火) 午後2時30分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中2名が欠席)

2番 津田 征士郎 20番 園田 操

午後2時30分 開会

事務局

それでは、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。
本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中47名で
ございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に
基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、こんにちは。

本日は、皆様ご多用の中、農業委員会総会に多くの方が出席いただきまして、まことにありがとうございます。

11月になりまして、毎日大変過ごしやすい気候となりました。そして4月に発生しました熊本地震から半年以上が経過しました。農林水産省が10月に発表した地震の被害総額を見てみますと、九州の農業関係の被害総額が1,000億円以上という報道がされておりました。改めて地震被害の大きさを感じたところでございます。同じく10月には、熊本市の復興計画が策定されたとお聞きしました。これからは復興に向けたさまざまな事業が、速いスピードで進んでいきますことを祈念しております。

それでは、本日の総会は多くの議案があります。審議がスムーズに進行しますように皆様のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とかがえたいと思います。本日はありがとうございます。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には40番の村上正春委員と41番の南順二委員を、書記に事務局の友安文崇主任主事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、9件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

すみません、事務局岩永です。議案の訂正等がありますのでよろしく願いいたします。

まず、1ページ開いていただきまして目次から訂正をお願いいたします。目次の第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちら2件取り下げがっておりますので、22を20と訂正方お願いいたします。これに伴いまして合計数、一番下段の217、こちらを215と訂正方をお願いいたします。

続きまして、個別のものに入っております。2ページをお開きください。7番、土地の表示欄ですけれども、今、「田2, 138.00㎡他2筆」と表記しております。こちら「他3筆」と訂正をお願いいたします。これに伴いまして合計数、「5, 593」と一番下段に合計

数が出ております。こちらのほうを「11, 032」と訂正方をお願い致します。

また1つ下段の議案番号8番ですけれども、こちらの申請理由欄、「後継者へ経営移譲（再設定）」と書いてあります。こちらの「(再設定)」のほうを削除方お願いいたします。

続きまして、12ページになります。議案番号56から58番、こちらの譲受人欄ですけれども、今、職業が「農業」となっておりますけれども、こちら全て「兼農」と訂正方をお願いいたします。

また、16ページに次はまいります。こちらの議案番号1番の施設概要ですけれども、こちらただいま「特別養護老人ホーム」とだけ表記してありますけれども、この下段のところに以下の追記をお願いします。「老人短期入所施設」と追記をお願いいたします。

続きまして、18ページになります。9番、譲受人欄ですけれども、こちら「西区」以下を全て削除いただきまして以下のとおり訂正をお願いいたします。「上熊本二丁目3番8号」です。お名前が「大谷拓也」さんです。「他1名」ということで、こちら譲受人欄の訂正をお願いします。また、横の土地の表示ですけれども、今は「431㎡」になっております。こちら「426㎡」とあわせて訂正をお願いいたします。

続きまして、19ページになります。12番ですけれども、こちらは取り下げになっておりますので斜線等で削除方をお願いいたします。

あわせて13番です。12番の下の13番ですけれども、こちらの譲渡人欄、吉田様のお名前が書いてありまして昭和5年生まれと書いてあります。その後に「再設定」と書いてありますけれども、こちら削除をお願いいたします。

続きまして、21ページになります。18番です。こちら取り下げになっておりますので斜線等で削除方をお願いいたします。

次に、1ページ開いていただきまして22ページになります。土地改良法第3条による資格証明願ですけれども、こちらの事業名欄ですけれども、こちら今「平成28年熊本地震災害復旧事業」と書いてあります。こちらの「平成28年」の前に「県営」との追記をお願いいたします。「県営平成28年熊本地震災害復旧事業」ということが正式な名前になっておりますので、「県営」と追記をお願いいたします。

最後になりますけれども、24ページになります。農地利用集積円滑化団体ということで、上のほうの表のまず借手欄ですけれども、「熊本市農業協同組合」と書いてあります。こちら「熊本宇城農業協同組合」と、「熊本市」の「市」のほうを削除いただきまして、その後に「宇城」と追記いただきまして「熊本宇城農業協同組合」と、あわせて下の表の貸手のほうですけれども、こちらについても「熊本市農業協同組合」と書いてありますけれども、こちらを「熊本宇城農業協同組合」と訂正方をお願いします。

すみません、長くなりました。訂正については以上です。

議長 それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の賃借人は、東区戸島二丁目にお住まいの新規就農者で、農地に賃貸借権を設定する申請です。先日の地区委員会に出席を依頼し、新規就農への営農計画について詳細な聞き取りを行いました。申請地には許可後は落花生を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番の譲受人は、東区长嶺町にお住まいの専業農家が、経営拡張のために農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は露地野菜を作付されます。

以上、2番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議の結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

4番は、独立就農のための賃借権設定の申請です。賃借人には、先日の地区委員会に出席を願い、営農計画等につきまして詳しく聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事されることを確認しております。申請地には水稻、レンコンを作付される計画です。

以上2件につきまして協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

5番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、同居の妹へ贈与される申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上1件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は専業農家で米とナスを作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

以上1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

7番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、後継者へ経営移譲のため使用賃借権設定の申請です。借り人は専業農家で米、施設園芸を栽培されており、許可後も米、施設園芸を栽培される予定です。

8番は、後継者へ経営移譲のため使用賃借権設定の申請です。借り人は専業農家で米をつくられており、許可後も米をつくられます。

9番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米をつくられており、許可後も米をつくられます。

10番につきましては、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は専業農家で米、キャベツをつくられており、許可後も米、キャベツをつくられます。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より7番から10番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

11番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番と12番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米、麦、露地野菜を作付されており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

13番、14番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米と麦を作付されており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

15番は、経営拡張のための使用賃借権設定の申請です。借り人は米と麦及び露地野菜を栽培されており、許可後は米と麦をつくられる予定です。

16番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米と麦を栽培されており、許可後は米をつくられる予定です。

17番は、賃借している農地の所有権を取得する申請です。譲受人は米を栽培されており、許可後は米をつくられる予定です。

18番と19番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米とメロンを作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

20番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米と麦を栽培されており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

21番、22番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

23番は、後継者への経営移譲のため使用賃借権の設定です。借人は米と露地野菜を栽培されており、許可後は米、露地野菜をつくられる予定です。

24番は、新規就農するいここへの贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は許可後は米をつくられる予定です。さきの地区委員会

に出席いただき今後の計画等を聞き取りましたが、営農計画に何ら問題がないことを確認いたしました。

25番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上15件について先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、11番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

14番 山口謙藏委員

14番委員。

26番から40番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

26番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は兼業農家で米、麦、大豆をつくっており、許可後は米、麦、大豆を作付けられる予定です。

27番は、新規就農のための孫への贈与の申請です。譲受人は米と露地野菜をつくっており、許可後は米と露地野菜を作付される予定です。先日の地区委員会で聞き取りを行い、営農計画等について何ら問題ないことを確認いたしました。

28番は、経営拡張のための賃借権の申請です。賃借人は米、麦、大豆をつくっており、許可後は米、麦、大豆を作付けられる予定です。

29番から31番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米、麦、花をつくっており、許可後は米、麦、花を作付される予定です。

32番から34番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米、麦、大豆とメロンをつくっており、許可後は米、麦、大豆を作付される予定です。

35番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米、麦、大豆をつくっており、許可後は米、麦、大豆を作付される予定です。

36番は、賃借している農地の所有権を取得する申請です。譲受人は米と花をつくっており、許可後は米を作付される予定です。

37番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米とイチゴをつくっており、許可後は米を作付される予定です。

38番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米とメロンをつくっており、許可後は米とメロンを作付される予定です。

39番は、経営移譲年金継続のための後継者への使用賃借権設定の再設定をする申請です。借り人は米と露地野菜をつくっており、許可後も米と露地野菜を作付される予定です。

40番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は肉牛の飼養のための牧草をつくっており、許可後は牧草を作付される予定です。

以上15件について協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、26番から40番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、41番。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

41番から49番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

41番から43番は関連で、経営拡張のため使用賃借権設定と所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻をつくられる兼業農家で、許可後は水稻とジャガイモをつくられる計画です。

44番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は施設園芸をされている専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

45番は、親子で借入地を取得される申請です。譲受人は施設園芸をされている専業農家で、許可後は引き続きトマトをつくられる計画です。

46番と47番は関連で、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は施設園芸の専業農家で、許可後は両方ともキュウリをつくられる計画です。

48番は、親から子へ贈与される申請です。譲受人は施設園芸の専業農家で、許可後はキュウリをつくられる計画です。

49番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻をつくられている専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、41番から49番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、50番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

50番から58番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

50番と51番は関連でございます。耕作の便宜上取得のための所有権移転と、後継者へ経営移譲のため使用貸借による権利設定申請でございます。譲受人は畜産を営む専業農家で、許可後は飼料作物を作付される予定です。

52番は、経営拡張のための所有権移転です。譲受人は水稻、スイカを生産される専業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定です。

53番は、経営拡張のための賃貸借による権利設定申請でございます。合志市農業委員会へも同時に3条の申請中でございます。譲受人は水稻と根菜類を生産される専業農家で、許可後は水稻を作付予定でございます。

54番と55番は関連です。新規就農で賃貸借と所有権移転の権利設定申請でございます。譲受人は新たに農業を始められる方で、営農計画等については、前回の地区委員会に出席してもらい何ら問題がないことを確認いたしております。許可後はカボチャ、カライモ、ソルゴ等を作付される予定です。

56番、57番、58番は関連でございます。経営拡張のための所有権移転申請です。譲受人は露地野菜を生産される兼業農家で、許可後は飼料米を作付される予定です。

以上9件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より50番から58番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（会許可分）でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
　　それでは、1番、お願いします。

14番 山口謙藏委員

14番委員。

1番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

1番は、城南町碓の田と畑、計2筆の競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は平成28年11月22日から平成28年11月29日までです。申請人は米、麦を栽培されている認定農家で、申請地には米、麦、野菜をつくられる予定です。

先日の地区委員会の聞き取り調査、協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、資格を満たし、買い受け人として適格であることを判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であることを決定いたします。

　　なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合には、農業委員会へ農地法第3条の許可申請を提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、

8件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、敷地拡張の転用の申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設がある3種農地です。土地利用計画は、申請人親族が明治時代より代々、本申請地の隣接地に住んでいましたが、昭和57年に、圃場整備による換地処分により接している公道がなくなり、今回の申請地を通らないと現在の公道に出ることができなくなり、敷地拡張の申請をされたものであり、既に敷地の一部として利用されているため、反省されている旨のてんまつ書の提出がなされております。今後も敷地の一部として利用される計画です。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、転用許可はやむを得ないことの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸し資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積75㎡に山砂置き場で妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、既に施工済みで、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただし、この土地は既に無断で資材置き場として利用していたため、今後このようなことがないようにする旨の始末書の提出がっております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、

一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

3番から7番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、自宅の敷地の一部として進入路と駐車場として使用していたもので、妥当な面積だと思われま。隣接農地はなく、排水同意、被害防除とも問題ありません。ただ、転用許可を得ないまま敷地の一部として利用していたことを深く反省され、始末書が提出されております。

4番は、個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、鉄骨2階建て個人住宅1棟、建築面積92.8㎡で、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、分家住宅に当たり、開発景觀課への事前調査も申請中とのこと。工事期間は平成28年12月10日から平成29年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

5番は、個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積100㎡で、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可申請が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は平成29年1月20日から平成29年12月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

6番は、貸資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接土地を資材置き場として利用している会社が、コンクリート製品の置き場と砂利置き場として利用するもので、妥当な面積だと思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成28年12月1日から平成29年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

以上4件につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、3番から6番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は7番ですが、申請人が議席番号15番の松原委員ご本人になっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。松原委員には、7番の審議終了まで議場から退室していただきます。松原委員、よろしくお願ひします。

（松原委員 退室）

議 長 　　それでは、地元委員より地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

49番 一木文雄委員

7番は、農業用倉庫及び農業用資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画、農業用倉庫1棟、ハウス資材置き場、資材・コンテナ置き場など、妥当な面積だと思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成28年12月1日から平成29年8月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、松原委員に入室をお願いいたします。

（松原委員 入室）

議 長 　　それでは8番、地元委員よりよろしくをお願いいたします。

26番 上田定信委員

26番、上田でございます。

8番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、農業用倉庫建設のための転用申請です。申請人は露地野菜を生産される専業農家ですが、さきの熊本地震で、これまで使用していた近隣の父親の住まいにあった農業用倉庫が被災したため、自宅横に農業用倉庫を建設されるものです。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画については、軽量鉄骨造り平屋建て48㎡1棟で、適正なものと思われれます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっており、工事は平成28年12月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案でございます。農地法第5条の規定に基づく許可申請、20件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、社会福祉事業を営む法人が、農地を所有権移転し特別養護老人ホーム、老人短期入所施設へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い第2種農地と、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地の混在地と判断されます。土地利用計画は、他地目1,564㎡と合わせた総事業面積7,019㎡に、建物1棟1,871㎡、駐車場67台及び通路等5,148㎡を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。なお、申請地は無断で埋め立てされていたため、経緯及び深く反省されている旨のてんまつ書が添付されております。

2番は、食品の製造販売業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、近接する会社の従業員駐車場14台分として整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年3月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番と2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　この場合は3,000㎡を超えるときには、農業会議のほうへ意見を諮問することといたします。

それでは、2番につきましても異議なしということで、申請どおり許可することに決定していいでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 よろしく願いしておきます。
続きますして、3番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、飲食業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定しドライブインへ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、300m以内に九州自動車道益城熊本インターチェンジがある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、ドライブイン1棟、駐車場20台分を整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年1月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上、3番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きますして、4番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番から8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、墓石及び記念碑の加工販売を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し墓石展示場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、展示墓石10基、駐車場7台分を整備される計画で、転用面積として

は適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年1月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

5番は、土木業を営む個人が、農地を所有権移転し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内的の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、砕石等一時置き場、重機車両2台、普通車3台等の資材置き場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等には問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年12月28日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

6番は、個人が、農地を所有権移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等には問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で同時に手続中であることを確認しております。

7番は、個人が、農地に賃貸借権を設定し太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル190枚、発電能力48.4kwを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題ありません。工事完了は平成29年6月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

8番は、貨物運送業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し流通業務施設へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。一般国道の沿道の区域に設置する流通業務施設に該当し、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、休憩所1棟、洗車場、整備場及び大型10tトラック駐車スペース9台分、普通車駐車スペース6台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除については問題ありません。工事完了は平成29年2月28日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、4番から8番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、個人住宅建築のための親子間で使用貸借権を設定される転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建設で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。ただ、申請地の一部で転用許可を得ずに倉庫を建てて利用されていましたが、住宅建築の際には取り壊されることを約束されており、無断転用については深く反省している旨の始末書が提出されております。工事期間は、平成28年12月1日から平成29年12月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課への事前審査の申請中とのことです。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

10番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、賃借権設定による駐車場建設のための転用許可申請です。賃借人経営の病院の業務拡張による職員数の増加により駐車場が不足するため、隣接地を選定したものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、職員用駐車場52台分で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年11月15日から平成29年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積295㎡のうち転用面積265㎡で、妥当な面積と思われれます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成29年1月10日から平成29年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、10番、11番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。12番は取り下げでございまして、13番。

37番 角居登委員

37番委員。

13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、所有権移転による個人住宅建築のための転用許可申請です。申請者は借家に居住されていますが、祖父から土地を譲り受けることが可能となったため個人住宅を建設されるものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1

種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、総事業面積301㎡に建築面積81.77㎡の2階建て住宅で、妥当な面積と判断されます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課に事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除などは問題ありません。工事計画は、平成29年1月5日から29年7月31日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、所有権移転による駐車場の転用許可申請です。申請者は、現在地に住宅を建てかえるに当たり、子供の成長に伴い手狭になったことから宅地面積を拡張する必要があり、駐車場用地が必要になるため、隣地を転用申請されるものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、普通自動車1台分と転回スペースの32㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年11月10日から平成28年12月27日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果がございました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、15番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

15番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番と16番は関連で、所有権移転による共同住宅建設のための転用許可申請です。譲受人は、住環境が整い需要の見込まれる申請地を選定したものです。農地区分は、市街地域に隣接する10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画、共同住宅8棟、事業面積4,576㎡で、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 ただいま、15番、16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、15番、16番については、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することといたします。

続きまして、18番は取り下げで19番。申しわけない。17番だった。すみません。

13番 緒方一臣委員

13番委員。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、所有権移転により個人住宅の建築をするための転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で

第2種農地と判断されます。土地利用計画は、道路後退部分とほかの地目を合わせ総事業面積518.63㎡で、転用面積は適正なものと判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付されています。周辺農地の調整も済んでいます。工期は許可後から平成29年11月30日を計画されており、問題ないものと思われます。

以上、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。18番は取り下げで19番です。

26番 上田定信委員

26番、上田でございます。

19番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、農家住宅建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画については、木造2階建て120.06㎡1棟と取りつけ道路及び駐車場等で、適正なものと思われます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっており、工事は平成29年12月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、個人住宅建設のための使用貸借による転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており、不許可の例外に該当します。土地利用計画については、木造平屋建て111.79㎡1棟と取りつけ道路及び駐車場で、適正なものと思われます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっており、工事期間は平成29年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で、開発許可の事前協議もなされております。

21番は、個人住宅建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画については、木造平屋建て108.4

0㎡1棟で、適正なものと思われます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっており、工事は平成29年5月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で、開発許可の事前協議もなされております。

22番は、個人住宅建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画については、木造平屋建て119.66㎡1棟で、適正なものと思われます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっており、工事は平成29年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で、開発許可の事前協議もなされております。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討いたしました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま、19番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1件でございます。それでは、地元委員より地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、東区秋津町沼山津、秋津町秋田地内において、平成28年熊本地震により被災した農地及び農業用施設に係る災害復旧の県営土地改良事業申請に伴う参加資格者の証明願い出です。先日の地区委員会におきまして、参加資格者及び受益地について確認されております。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長

異議なしということで、願い出どおり適格者であるという証明をいたします。

続きまして、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

第6号議案、第7号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細25ページの1番から27ページの7番までの合計7件で、1番から3番までが公社への売り渡し、4番から7番までが相対による売買です。面積は、7件合わせまして、田1万6,454㎡、畑7,412㎡の、合計2万3,866㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細27ページの8番から35ページの28番までで、貸手21名、借手20名の件数21件です。契約期間別では、6年未満が12件、6年以上10年未満が1件、10年以上が8件で、面積は21件合わせまして、田5万8,527㎡、畑1万9,334㎡の、合計7万7,861㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用賃借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、果樹、飼料作物、露地野菜、大豆です。

次に、再設定分です。明細35ページの29番から64ページの110番までで、貸手82名、借手49名の件数82件です。契約期間別では、6年未満が33件、10年以上が49件で、面積は82件合わせまして、田28万4,651㎡、畑4万4,519㎡の、合計32万9,170㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用賃借権、利用内容といたしましては水稻、麦、果樹、飼料作物、施設野菜、露地野菜です。

次に、農地利用集積円滑化団体による農地の借上と転貸です。明細64ページの111番と65ページの112番が、熊本宇城農業協同組合による借上と転貸です。契約期間別では6年未満のみで、面積は田のみの2,263㎡です。利用内容といたしましては水稻です。

続きまして、第7号議案です。

66ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細67ページの1番から73ページの12番までで、貸手12名の件数12件です。契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が9件の、件数12件です。面積は12件合わせまして、田7万7,789㎡、畑9,434.04㎡の、合計8万7,223.04㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容と

いたしましては水稻、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案及び第7号議案の説明につきましては、以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

26番 上田定信委員

26番、上田でございます。

1番について、地区委員会での審議結果をご報告いたします。

1番については、生前贈与の受贈者が経営移譲年金を受けるため推定相続人に経営を移譲し、推定相続人及び受贈者が、納税猶予対象農地において農業に従事していることを確認いたしましたので、納税猶予に係る推定相続人等に関する適格者であることを証明することと、地区委員会で協議いたしました。地元農業委員が現地を調査し、地区委員会にて以上の結果となりました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

引き続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のため必要とする証明願です。願出人は対象農地7筆に露地野菜を栽培されており、農地として適切な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に2番、お願いいたします。

26番 上田定信委員

26番、上田でございます。

2番について、地区委員会での審議結果をご報告いたします。

さきの第8号議案1番と関連でございます。2番については、贈受人より経営移譲を受けた推定相続人が、納税猶予の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っていること及び、贈受人が推定相続人の営む農業に従事していることを確認いたしましたので、このことを証明することと地区委員会で協議いたしました。地元農業委員が現地を調査し、地区委員会にて以上の結果となりました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項です。黄色の用紙をごらんください。1番から11番まで項目があります。今月につきましては報告事項112件となっております。

以上です。

議長 次に、次第の6、その他ですが、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで認めます。よって本総会において議決されました案件の整理について、これを議長に委任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて総会を閉会いたします。

それでは、事務連絡がございます。

閉会 午後3時47分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年11月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 40番 村上 正春

署名委員 41番 南 順二

書 記 友安 文崇